

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～  
発行：山口県消費生活センター

平成31年2月1日  
-216号-

## 消費生活トラブル情報

**注目!**

スマートフォンを購入する前に...  
携帯電話の契約トラブルにご注意を!

### 相談事例



友達がスマートフォンを使っているので便利そうだと思い、携帯電話会社の店舗に行った。使い方を教えてくれるというので、契約しようかどうか迷っている。また、スマートフォンのほかに、光回線や電気の契約をまとめるとお得だと勧められた。どうしたらいいか。

### アドバイス



- スマートフォンを購入する前に、スマートフォンを持っていない人でも参加できるスマートフォン教室を受講したり、周りの人に操作方法を聞いたりして、スマートフォンがきちんと操作できるか、自分に合っているかを確認しましょう。
- 契約の際に、光回線やタブレットなど目的以外の商品やサービスを勧められても、内容がよく分からないときは、きっぱり断りましょう。
- 契約を解除したいときは、すぐに携帯電話会社に申し出ましょう。「確認措置」や「初期契約解除制度」により、契約を解除できるケースもあります。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口又は山口県消費生活センターに相談してください。

参照先：国民生活センターHP：[http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mailmag/mj-shinsen326.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen326.html)

**山口県消費生活センター** TEL.083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)  
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

## 注意情報

# 山口県警「防犯情報」

元号の改元を口実にした「新たな手口」が発生！

### 新たな手口に注意！

- 「平成から元号が変わることに伴いキャッシュカードを変更する必要がある」という内容の文書を送ってくる。
- 差出人は、実在する団体(全国銀行協会)をかたっている。
- 返信用封筒で、キャッシュカードと暗証番号を記載した申込書を返送させる。



### どうすればいいの？



- キャッシュカードを送ってはいけません。
  - ・全国銀行協会に限らず金融機関が、キャッシュカードや暗証番号を書いた書類を送るよう求めることはありません。詐欺だと思ってください。
- ◎ 何か変だなと思ったときは、**最寄りの警察署**に相談ください。

参照先：山口県警「防犯情報」

## お知らせ

# 消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、県内の公民館や学校などで行われる学習会や会合に、無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は「講師派遣申請書」をダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、申請はお早めをお願いします。



### 消費者ホットライン「188」のご案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

# 「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

## まなべる

消費者力

## UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

### ○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

### ○利用時間 平日 9:00~16:30(入場受付16:00まで)

### ○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

## まなべる

体験 学習 情報



## 来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

### ○消費生活体験ゾーン

- 契約
- ネット系トラブル
- 通信販売
- 対人系トラブル(キャッシュセールス他)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましよう。

### ○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出しもしています。

### ○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



### ○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

### ○消費生活情報コーナー

入口横にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

### ○まなべる学習室

消費者教育、啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!



山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)  
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。